



発行 新潟県

第 10 号

平成28年2月5日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 141 土壌汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定（環境対策課）
- 142 管理美容師資格認定講習会の指定（生活衛生課）
- 143 管理美容師資格認定講習会の指定（生活衛生課）
- 144 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 145 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定更新（障害福祉課）
- 146 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則による指定自立支援医療機関の廃止届（障害福祉課）
- 147 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 148 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則による指定自立支援医療機関の廃止届（障害福祉課）
- 149 農用地利用配分計画の認可の申請（地域農政推進課）
- 150 保安林の指定解除予定（治山課）
- 151 公共測量の実施通知（監理課）
- 152 道路の区域変更（道路管理課）
- 153 都市計画事業の施行（都市整備課）
- 154 建築基準法による道路位置の指定（建築住宅課）
- 155 建築基準法による道路位置の変更（建築住宅課）

公 告

- 大規模小売店舗の変更（商業・地場産業振興課）
- 政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況（出納局管理課）

病院局公告

- 特定調達契約の落札者等（病院局業務課）

正 誤

- 平成27年12月4日付け県報第94号公告中（商業・地場産業振興課）
- 平成27年8月28日付け県報第67号監査委員公表中（監査委員事務局）



◎新潟県告示第141号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

平成28年2月5日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 指定する形質変更時要届出区域  
阿賀野市岡山町1110番1の一部、1170番3の一部及び1170番4の一部

阿賀野市下条字三辺1218番1の一部

- 2 土壌の汚染状態が土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類  
砒素及びその化合物

#### ◎新潟県告示第142号

理容師法(昭和22年法律第234号)第11条の4第2項の規定により、管理理容師資格認定講習会を次のとおり指定する。

平成28年2月5日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 講習会の主催者の名称及び住所  
公益財団法人 理容師美容師試験研修センター(理事長 小早川 隆敏)  
東京都江東区有明3丁目7番26号 有明フロンティアビルB棟9階
- 2 会場の運営及び設営の窓口となる事務所の名称及び所在地  
公益財団法人 理容師美容師試験研修センター 資格業務部  
東京都江東区有明3丁目7番26号 有明フロンティアビルB棟9階
- 3 講習会場、講習日程及び講習科目
  - (1) 講習会場の名称及び所在地  
長岡商工会議所  
新潟県長岡市坂之上町2-1-1
  - (2) 講習日程及び講習科目  
第1日(9月26日) 公衆衛生(4時間)  
衛生管理(2時間)  
第2日(10月3日) 衛生管理(6時間)  
第3日(10月4日) 衛生管理(6時間)
- 4 受講資格  
平成28年8月26日までに、理容師の免許を受けた後3年以上理容の業務に従事したものであること。
- 5 受講料  
1人 18,000円

#### ◎新潟県告示第143号

美容師法(昭和32年法律第163号)第12条の3第2項の規定により、管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定する。

平成28年2月5日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 講習会の主催者の名称及び住所  
公益財団法人 理容師美容師試験研修センター(理事長 小早川 隆敏)  
東京都江東区有明3丁目7番26号 有明フロンティアビルB棟9階
- 2 会場の運営及び設営の窓口となる事務所の名称及び所在地  
公益財団法人 理容師美容師試験研修センター 資格業務部  
東京都江東区有明3丁目7番26号 有明フロンティアビルB棟9階
- 3 講習会場、講習日程及び講習科目
  - (1) 講習会場の名称及び所在地  
長岡商工会議所  
新潟県長岡市坂之上町2-1-1
  - (2) 講習日程及び講習科目  
第1日(9月26日) 公衆衛生(4時間)  
衛生管理(2時間)  
第2日(10月3日) 衛生管理(6時間)  
第3日(10月4日) 衛生管理(6時間)
- 4 受講資格  
平成28年8月26日までに、美容師の免許を受けた後3年以上美容の業務に従事したものであること。

## 5 受講料

1人 18,000円

## ◎新潟県告示第144号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定した。

平成28年2月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
ウエルシア薬局五泉村松店	新潟県五泉市村松1234-4	精神通院医療	平成28年2月1日
あゆみ薬局	長岡市三和3丁目8番13号	精神通院医療	平成28年2月1日
三条興野薬局	三条市興野1丁目14-34	精神通院医療	平成28年2月1日
ウエルシア薬局燕店	燕市井土巻2-62-1	精神通院医療	平成28年2月1日
訪問看護ステーション キャッスル高田	上越市西城町2丁目8番30号	精神通院医療	平成28年2月1日

## ◎新潟県告示第145号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定を次のとおり更新した。

平成28年2月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

名称	所在地	担当する医療の種類	更新年月日
グリーン薬局	佐渡市泉1348	精神通院医療	平成28年2月1日

## ◎新潟県告示第146号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成28年2月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

名称	所在地	担当する医療の種類	廃止年月日
みずき薬局	十日町市上新井1145-5	精神通院医療	平成28年1月4日

## ◎新潟県告示第147号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に

より、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定した。

平成28年2月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
ウエルシア薬局 五泉村松店	五泉市村松 1234-4	育成医療・更生医療	平成28年2月1日
三条興野薬局	三条市興野 1丁目14-34	育成医療・更生医療	平成28年2月1日
ウエルシア薬局 燕店	燕市井土巻 2-62-1	育成医療・更生医療	平成28年2月1日
訪問看護ステーション キャッスル高田	上越市西城町 2丁目8番30号	育成医療・更生医療	平成28年2月1日

#### ◎新潟県告示第148号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成28年2月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

名称	住所	担当する医療の種類	廃止年月日
みずき薬局	十日町市上新井 1145-5	育成医療・更生医療	平成28年1月4日

#### ◎新潟県告示第149号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第18条第1項の規定により、公益社団法人新潟県農林公社から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があった。

なお、当該農用地利用配分計画は、告示日から2週間、次の場所において縦覧に供する。

平成28年2月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

#### 1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
村上市	85者	門前中田2615番ほか755筆 140.6ha
関川村	23者	高田2011番ほか140筆 19.7ha
新発田市	73者	宮古木山立760番ほか2,461筆 256.5ha
阿賀野市	25者	六野瀬諏訪75番1ほか273筆 29.0ha
胎内市	65者	苔ノ実一ノ割688番1ほか1,292筆 158.8ha
聖籠町	10者	上大谷内古見取329番ほか357筆 29.3ha
新潟市	79者	北区浦木字浦木2650番ほか845筆 82.6ha
五泉市	2者	宮之下熊野堂6311番1ほか34筆 2.9ha
三条市	48者	代官島鍋田2883番ほか567筆 68.6ha

燕市	28者	長所前田川東293番ほか1,675筆 129.1ha
田上町	4者	田上蛇喰へい3057番1ほか33筆 3.6ha
弥彦村	2者	麓村新田雁潟238番ほか2筆 0.9ha
長岡市	221者	王番田町芝原2842番ほか3,224筆 304.4ha
見附市	9者	耳取町南田238番ほか219筆 17.3ha
小千谷市	31者	千谷甲3196番2ほか420筆 36.3ha
魚沼市	28者	根小屋万子田830番1ほか1,177筆 65.7ha
南魚沼市	55者	下出142番1ほか535筆 61.9ha
十日町市	31者	仁田3278番1ほか1,040筆 146.8ha
柏崎市	40者	上方鉾田865番2ほか869筆 61.1ha
刈羽村	7者	刈羽下谷地1526番3ほか37筆 4.5ha
上越市	42者	島田上新田とふめ301番1ほか314筆 52.7ha
糸魚川市	36者	堀切西石田429番ほか209筆 18.8ha
佐渡市	239者	中興境1185番ほか2,806筆 404.5ha
合計	1,183者	19,307筆 2,095.8ha

## 2 申請年月日

平成28年1月27日

## 3 縦覧の場所

新潟県農林水産部地域農政推進課

新潟県村上地域振興局農林振興部企画振興課

新潟県新発田地域振興局農業振興部農業企画課

新潟県新潟地域振興局農林振興部農業企画課

新潟県新潟地域振興局新津農業振興部企画振興課

新潟県新潟地域振興局巻農業振興部企画振興課

新潟県三条地域振興局農業振興部企画振興課

新潟県長岡地域振興局農林振興部農業企画課

新潟県魚沼地域振興局農業振興部企画振興課

新潟県南魚沼地域振興局農林振興部企画振興課

新潟県十日町地域振興局農業振興部企画振興課

新潟県柏崎地域振興局農業振興部企画振興課

新潟県上越地域振興局農林振興部農業企画課

新潟県糸魚川地域振興局農林振興部企画振興課

新潟県佐渡地域振興局農林水産振興部農業企画課

## 4 意見書の提出

法第18条第3項の規定による意見書の提出に当たっては、縦覧場所に備え付けの「農用地利用配分計画に対する意見書の提出について」によること。

## ◎新潟県告示第150号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成28年2月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

## 1 解除予定保安林の所在場所

新潟県村上上市大須戸字上沢865の子6・865の丑5・865の卯6・865の辰5・865の辰6・865の巳5・865の巳6・865の未6・865の未9・865の酉4・865の亥4（以上11筆について次の図に示す部分に限る。）、865の子5、865の寅5、865の卯5、865の午6

## 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## 3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を新潟県農林水産部治山課及び村上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### ◎新潟県告示第151号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟地方法務局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成28年2月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量(基準点測量)
- 2 作業期間 平成28年1月20日から平成28年2月29日まで
- 3 作業地域 新潟市西区上新栄町一丁目、松海が丘二丁目ないし四丁目、真砂三丁目、真砂四丁目及び有明町の全域

### ◎新潟県告示第152号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年2月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 十日町六日町線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
南魚沼市野田字清水峠1093番13から	新	4.5～18.5メートル	32.3メートル
同市欠之上字沢山826番4まで	旧	4.5～5.5メートル	32.3メートル

### ◎新潟県告示第153号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり変更し、施行する。

平成28年2月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 川西都市計画道路事業
  - (2) 名称 3・4・1号中央通り線他1線
- 2 施行者の名称  
新潟県
- 3 事務所の所在地  
新潟市中央区新光町4番地1
- 4 事業地の所在
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし
- 5 事業施行期間  
平成16年7月21日から平成29年3月31日まで

### ◎新潟県告示第154号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成28年2月5日

新潟県新潟地域振興局長

- 1 指定道路の種類  
第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 指定の年月日  
平成28年1月26日
- 3 指定道路の位置等

位 置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
五泉市三本木1丁目28番3の内、 248番2の内 28番3の内	5.90  転回広場	27.41  15.62 平方メートル

## ◎新潟県告示第155号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により指定した道路の位置を次のとおり変更した。

平成28年2月5日

新潟県上越地域振興局長

- 1 変更した指定道路の種類  
第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 変更の年月日  
平成28年1月25日
- 3 変更した指定道路の位置等

位 置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
○変更前(平成16年11月11日指定)		
新井市大字柳井田字南浦1381番1の内、1386番の内	4.50	29.48
1381番5、1386番の内	4.50	7.56
1381番5、1386番の内	4.50	16.74
1386番の内、1388番2、1390番2	4.00	36.02
1386番の内	転回広場	30.02平方メートル
1365番2	転回広場	30.43平方メートル
1362番の内	転回広場	29.00平方メートル
○変更後		
妙高市柳井田町1丁目1381番1の内、1386番の内、1386番先道路の内	4.50	29.48
1381番1の内、1386番の内、1386番先道路の内	4.50	7.56
1381番5の内、1386番の内、1386番先道路の内	4.50	16.74
1386番の内、1388番2、1386番先道路の内	4.00	24.60
1388番2、1390番2、1386番先道路及び水路の内	5.70	11.42
1386番の内	転回広場	30.02平方メートル
妙高市大字柳井田字南浦1361番2、1361番2先水路の内	転回広場	30.43平方メートル

妙高市柳井田町1390番1の内

転回広場

36.36平方メートル

## 公 告

## 大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成28年2月5日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

## 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 クスリのアオキ弥彦店

所在地 西蒲原郡弥彦村美山359番地1 外

設置者 株式会社クスリのアオキ

## 2 変更しようとする事項

## (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

## ア 駐車場の位置

(変更前) 届出書に添付された図面のとおり

(変更後) 届出書に添付された図面のとおり

## イ 荷さばき施設の位置

(変更前) 届出書に添付された図面のとおり

(変更後) 届出書に添付された図面のとおり

## ウ 廃棄物等保管施設の位置

(変更前) 届出書に添付された図面のとおり

(変更後) 届出書に添付された図面のとおり

## (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

## ア 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 駐車場No.1 午前8時30分～翌午前0時30分

(変更後) 駐車場No.1 午前8時30分～翌午前0時30分

駐車場No.2 午前8時30分～午後9時

## イ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 駐車場No.1 出入口の数 3箇所

位置 届出書に添付された図面のとおり

(変更後) 駐車場No.1 出入口の数 3箇所

位置 届出書に添付された図面のとおり

駐車場No.2 出入口の数 1箇所

位置 届出書に添付された図面のとおり

## ウ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 荷さばき施設No.1 午前6時～午後9時

(変更後) 荷さばき施設No.1 午前6時～午後9時

荷さばき施設No.2 午前6時～午後9時

## 3 変更年月日

平成28年9月26日

## 4 変更の理由

食品加工施設を新設して商品を充実することにより、地域住民へのサービス向上を図るため。

## 5 届出年月日

平成28年1月25日

## 6 縦覧場所



新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課  
(なお、弥彦村産業振興課でも閲覧ができます。)

- 7 縦覧期間  
平成28年2月5日から平成28年6月5日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先  
商業・地場産業振興課 商業振興係  
電 話 025-280-5237  
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

#### 政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況について(公告)

「政府調達に関する苦情の処理手続」(平成11年新潟県告示第1221号) 8の規定により、平成27年10月から12月における苦情の受付及び処理の状況を次のとおり公表する。

平成28年2月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

政府調達に係る苦情の受付及び処理の件数 なし

### 病院局公告

#### 特定調達契約の契約者等について(公告)

特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、新潟県病院局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成7年新潟県病院局管理規程第17号)第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成28年2月5日

新潟県病院事業管理者 若月 道秀

- 物品等の名称及び数量  
総合病院情報システム機能拡充 1式
- 契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地  
新潟県病院局業務課  
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 相手方を決定した日  
平成28年1月19日
- 相手方の氏名及び住所  
株式会社BSNアイネット  
新潟市中央区米山2丁目5番地1
- 契約金額  
330,652,800円
- 随意契約によることとした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第2号
- 物品等を設置する機関の名称及び所在地  
新潟県立十日町病院  
新潟県十日町市高山32番地9

### 正 誤

平成27年12月4日付け新潟県公告(大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見)中

ページ	行	誤	正
			市道小猿屋安江線の水路上の既存乗入口について、原則として不

9	30	意見なし	要となった占用物件（乗入口）は撤去すること。また、水路への転落防止対策を行うこと。
---	----	------	---

平成27年8月28日付け新潟県監査委員公表（監査結果公表）中

ページ	行	誤	正
13	7	支出事務手続に関する事項	契約・支出情報の公表に関する事項